

## 第5章 消防同意

(法第7条, 昭38.5.8 自消乙予発第11号, 平11.4.28 消防予第92号, 平7.1.10 消防予第2号, 平7.1.10 消防予第3号, 平19.6.20 消防予第243号)

### 第1節 消防同意における審査

#### 第1 総論

##### 1 消防同意審査上の留意事項等

- (1) 消防機関としての立場から, 建築物の新築等の計画段階より, 関係法令の防火に関する規定についても審査すること。
- (2) 建築物の出火防止, 火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止, 消火活動等の総合的な防災対策について, 建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和をも考慮し審査すること。
- (3) 建築物の大規模化, 多様化等に伴い建築工法, 建築材料等の技術開発が著しいことから, これら建築物の用途, 規模, 構造等による災害危険を考慮し, 実態に即した指導を行うこと。
- (4) 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても, 防災上重要な事項については, その施設, 設備等が有機的に相互に連携して活用できるよう関係者にその趣旨を説明し理解を得て, 消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- (5) 上記を踏まえ, 消防用設備等(特殊消防用設備等を含む。)が基準どおり設置されているかについて審査すること。
- (6) 消防同意は, 消防法第7条第2項及び建築基準法第93条第2項に定める期間内に処理すること。ただし, 添付図書等に不備があり, 追加・訂正等を行う期間はこれに含まれないものとする。(建基法に関連する追加・訂正等は, 同意を受ける者が行うものとする。)
- (7) 「高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)においては, 同法第17条第6項の規定に基づき建築主事が適合通知を行い, 所管行政庁が認定を行った場合には, 建基法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付がなされるものとみなされる。建基法第93条の規定は, 建築主事が適合通知する場合に準用される。
- (8) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)においては, 同法第5条の規定に基づき, 建築主事の同意を得て, 所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をしたときは, 建基法第6条第1項の規定による確認又は建基法第18条第3項の規定による通知があったものと見なされる。建基法第93条の規定は, 所管行政庁が, 建築物の耐震改修の計画の認定をしようとする場合に準用される。

- (9) 期間の算定に当たっては、受付窓口において図書を受理した日の翌日を第1日目とすること。

なお、郵送等の送付方法により図書が受付窓口に到達した場合は、受付時間内にあつては当日を受理した日とし、受付時間外にあつては翌開庁日を受理した日とすること。消防同意の終了日については土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とする。

## 2 審査方法

その建築物にどの種類の消防用設備等が必要か、以下の判断基準（消防法令及び関係法令等）などにより判定すること。

- (1) 建築物の用途
- (2) 建築物の面積（各階の床面積、延べ面積など）
- (3) 有窓階、無窓階の判定
- (4) 収容人員（面積算定及び従業者数など）

その他特殊な条件により異なるが、概ねこの要素で必要な消防用設備等が決まる。

## 3 消防同意の審査に必要な図書等

- (1) 案内図（付近見取り図）
- (2) 建物配置図
- (3) 外部・内部仕上げ表（不燃、準不燃又は難燃等の要求のある場合は、該当するすべての部分の認定番号等を凡例に記載すること。）
- (4) 面積表
- (5) 平面図（屋根伏図含む。）
- (6) 立面図（建築物のすべての面）
- (7) 断面図（矩計図含む。）
- (8) 建具キープラン
- (9) 建具表
- (10) 有窓階・無窓階判定表
- (11) 各種消防用設備等図面
  - ア 消防用設備等ごとに設計図、平面図、配管（配線）系統図、展開図、仕様書及び計算書等を添付すること。
  - イ 非常電源が必要な消防用設備等の場合は、非常電源の概要、配線接続図、仕様書及び計算書を添付すること。
- (12) その他審査に必要と認める図面  
詳細図、給排水・空調設備図など

4 建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項は下表による。

第1-1表 建築基準法及び同施行令に係る審査事項

※ 審査の要否 ○は審査要，△は必要に応じて審査，－は審査不要。

審査事項	関連条文 (主なもの)	建築物の用途区分						
		特定 防火 対象物	非特定防火対象物		長 屋	戸 建 住 宅		
			共 同 住 宅 等 以 外	共 同 住 宅 等				
			中 高 層	低 層 ※1				
道路と の 関 係  敷 地 内 通 路	法第35条（令第128条） （敷地内の通路）	令第123条 令第125条	○	○	○	○	—	—
	法第35条（令第128条の2） （大規模な木造等の建築物の敷地 内における通路）	令第107条 令第109条 令第109条の2 令第109条の3	○	○	○	○	—	—
	法第43条 （敷地等と道路との関係）	令第116条の2	○	○	○	○	○	—
	法第44条 （道路内の建築制限）	令第145条	—	—	—	—	—	—
主要構 造部 の 制 限	法第21条 （大規模の建築物の主要構造部）	令第46条 令第107条 令第107条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第109条の4 令第115条の2 令第115条の2の2 令第129条の2の3	△	△	△	△	△	—
	法第27条 （耐火建築物又は準耐火建築物と しなければならない特殊建築物）	令第107条 令第107条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第115条の2の2 令第115条の4 令第116条	○	○	○	○		
	法第35条の3 （無窓の居室等の主要構造部）	令第107条 令第108条の2 令第111条	○	○	—	—	—	—
	法第61条 （防火地域内の建築物）	令第107条 令第107条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第108条 令第108条の2	○	○	○	○	○	○
	法第62条 （準防火地域内の建築物）	同上 令第136条の2	○	○	○	○	○	○

屋根	法第22条 (防火地域及び準防火地域以外の屋根の構造)	法第24条の2 令第109条の5	○	○	○	○	○	○
	法第63条 (防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根の構造)	令第136条の2の2	○	○	○	○	○	○
主要構造部の制限	法第23条 (外壁)		○	○	○	○	○	—
	法第24条 (木造の特殊建築物の外壁等)	令第108条	△	△	△	△	△	△
	法第25条 (大規模の木造建築物の外壁等)	令第108条 令第109条の5	○	○	△	△	△	—
	法第64条 (開口部の防火戸)	令第109条 令第109条の2 令第109条の2の3	○	○	○	○	○	○
	法第65条 (隣地境界線に接する外壁)	令第107条	○	○	○	○	○	○
防火区画等	法第26条 (防火壁)	令第107条 令第113条 令第115条の2	○	○	○	△	△	—
	法第36条(令第112条) (防火区画(面積区画))	法第21条 法第27条 法第62条 令第107条 令第107条の2 令第108条 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第109条の3 令第115条の2の2 令第115条の3	○	○	○	△	△	—
	法第36条(令第112条) (防火区画(竪穴区画))	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2	○	○	○	△	—	—
	法第36条(令第112条) (防火区画(異種用途区画))	法第24条 法第27条 令第107条 令第107条の2 令第108条 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第115条の2の2	○	○	○	△	—	—
廊下	法第35条(令第114条) (建築物の界壁, 間仕切り壁及び隔壁)	令第107条 令第107条の2 令第112条	○	○	○	△	△	—
	法第35条(令第119条) (廊下の幅)		○	○	○	△	—	—
階段	法第35条(令第120条) (直通階段の設置)	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第116条の2	○	○	○	△	—	—

階段	法第35条（令第121条） （2以上の直通階段を設ける場合）	令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第123条	○	○	○	△	—	—
	法第35条（令第121条の2） （屋外階段の構造）	令第107条の2	○	○	○	△	—	—
	法第35条（令第122条）（屋外階段の設置）	令第123条 令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第126条	○	○	○	△	—	—
	法第35条（令第124条） （物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅）	令第123条 令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第126条	○	△	△	△	△	△
	法第36条（令第23条） （階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法）	令第123条 令第126条	○	○	○	△	—	—
	法第36条（令第24条） （踊場の位置及び踏面）	令第120条 令第121条	○	○	—	—	—	—
	法第36条（令第25条） （階段及びその踊場の手すり）		—	—	—	—	—	—
	法第36条（令第26条） （階段に代わる傾斜路）		—	—	—	—	—	—
出入口	法第35条（令第118条） （客席からの出口の戸）		○	—	△	△	△	△
	法第35条（令第125条） （屋外への出口）	令第120条 令第124条	○	○	—	—	—	—
	法第35条（令第125条の2） （屋外への出口等の施錠装置の構造等）	令第123条	○	○	—	—	—	—
屋上 広場	法第35条（令第126条） （屋上広場等）		○	○	○	—	—	—
内装 制限	法第35条の2 （特殊建築物等の内装）	令第128条の3の2 令第128条の4 令第129条	○	○	△	—	—	—
非常用 の 昇降機	法第34条第2項 （非常用の昇降機）	令第129条の6 令第129条の7 令第129条の13の2 令第129条の13の3	○	○	○	—	—	—

排煙設備	法第35条（令第126条の2） （排煙設備の設置）	令第126条の3 令第107条 令第107条の2 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第115条 令第116条の2 令第129条の2の5	○	○	○	—	—	—
非常用の照明装置	法第35条（令第126条の4） （非常用の照明装置の設置）	令第126条の5 令第116条の2	○	○	○	—	—	—
非常用の進入口	法第35条（令第126条の6） （非常用の進入口の設置）	令第126条の7 令第129条の13の2	○	○	○	○	○	○
地下街	法第35条（令第128条の3） （地下街）	令第23条 令第108条の2 令第109条 令第109条の2 令第112条 令第126条の2 令第126条の3 令第126条の4 令第126条の5 令第129条の2の5	○					
簡易な構造の建築物	法第84条の2 （簡易な構造の建築物に対する制限）	令第136条の9 令第136条の10	△	△				
その他	法第40条（付加条例）		※2					

※1 共同住宅等のうち「低層」とは、地階を除く3階建て以下のものをいう。

※2 条例による規定のうち、必要なものについて審査を行う。

## 6 中間検査

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。）を適用する特定共同住宅等については、中間検査を実施する。

その他中間検査を希望する場合、建築物の規模に応じ必要であれば適宜実施するものとする。